

第一編 厚生年金保險法

○厚生年金保險法

(昭二九・五・一九)
一一一(五)

改正

昭二九法二〇四、昭三〇法三三九、昭三二法一四八、昭三二法四三三・法一四三、昭三三法一〇六・法一四九、昭三四法一四八、昭三五法一七・法五七、昭三六法一八〇・法一八二、昭三七法六七・法九二・法一二三、法一四〇・法一五二・法一六一、昭四〇法一〇四・法一三〇、昭四一法六七、昭四二法二三・法一一一、法一三六、昭四四法七八、昭四五法一三、昭四六法七二、昭四八法八五、法九二、昭五〇法三八、昭五一法六二、法六三、昭五三法四六、昭五四法三六、昭五五法八二、昭五七法六六、昭六〇法三四・法一〇五・法一〇六・法一〇七・法一〇八、昭六一法二一、昭六二法五九、昭六三法六一、平元法八六・法八七、平五法八九、平八法九五、平七法八七・法一〇七、平八法八二・法一〇七、平九法四八、平一一法八七・法一五一・法一六〇、平一二法一八・法二〇・法五九・法九六・法九七・法九九。

法一一一、平一三法五〇・法八八・法一〇二、平一四法一〇二、平一五法一〇四(一部未施行につき、該当条文末尾に改正文を登載)・法一〇五・法一三二、法一五四、平一七法七一・法八七、平一八法五〇(未施行につき、該当条文末尾に改正文を登載)・法六六(未施行につき、該当条文末尾に改正文を登載)、平一九法二二三

○厚生年金保險法施行令

(昭二九・五・二四)
一一一(四)

改正

昭三五政一一七、昭三七政二六五、昭四〇政三三二、昭四二政一七一・政三四七、昭四四政二八一、昭四八政三〇七、昭五一政二〇二・政二六九、昭五四政三二五、昭五五政二八九、昭五六政三〇二、昭五七政三三二、昭五九政三三五、昭六〇政三三一、昭六一政五三、平元政三三六、平六政三四七、平七政七二、平九政八四、政三三五・政三六一、平一政三九三、平二政一七九・政三〇九・政三三五、平一三政一八・政一〇三・政三三二、平一四政四三・政九二・政九九、政一五五・政二四六・政二

○厚生年金保險法施行規則

(昭二九・七・一)
厚令三七

改正

昭三〇厚令二五、昭三二厚令二八、昭三三厚令一一・厚令二九・厚令三〇、昭三三厚令一六、昭三五厚令一五、昭三六厚令四八、昭三七厚令三〇・厚令三五・厚令三七・厚令四六・厚令四七・厚令五二・厚令五三、昭三九厚令四二、昭四〇厚令三〇・厚令三四・厚令五〇、昭四一厚令三七、昭四二厚令一九・厚令五〇、昭四三厚令三一、昭四四厚令二三・厚令三四、昭四五厚令一三、昭四六厚令二九、昭四八厚令四〇、昭四九厚令四一、昭五〇厚令二六、昭五一厚令三二・厚令四七、昭五二厚令二九、昭五三厚令三五・厚令七一、昭五四厚令二六、厚令四四、昭五五厚令三九、昭五七厚令四〇、昭五九大・文・厚・農水・自衛・厚令一八・厚令四九、昭六〇厚令三二、昭六一厚令一七、昭六三厚令六、平元厚令二・厚令一〇・厚令四九、平二厚令一六、平三

厚令二三・平六厚令七一・平七厚令二〇・厚令五五・厚令五九・平八厚令四・厚令四五・厚令五八・厚令六〇・平九厚令一五・厚令三一・厚令八六・厚令八七・厚令九四・平一〇厚令一〇・厚令二一・厚令九五・平一二厚令一八・厚令八八・厚令一二七・厚令一四四・厚令一五三・平一三厚令一五・平一四厚令七・厚令二五・厚令二七・厚令三一・厚令六五・厚令六一七・厚令六一四五・平一五厚令一五・厚令七一・厚令七八・厚令八四・厚令一三五・厚令一六五・平一六厚令一三三・厚令一四一・平一七厚令二七・平一八厚令七・厚令八・厚令一五一・厚令一六六・平一九厚令一六・厚令二二・厚令三四・厚令七〇

○厚生年金基金令

(昭四一・九・二七) 政三二一(四)

改正

昭四四政二八二・昭四六政二六二・昭四八政三〇八・昭五一政二〇二・昭五五政二八二・昭六〇政二四一・昭六一政五三・昭六三政二五三・平元政六八・政三三六・平二政二九・平五政三九・政二五六・平六政三四七・平七政七二・平八政五七・平九政一〇二・政三六一・平一〇政八一・政三二一・政三六九・平一一政二六〇・政三九三・平一二政一七九・政二三〇・政三〇九・政四八二・政四八三・平一三政二四七・政三三二・政四二三・平一四政二四六・政三六三・平一五政二三九・平一六政九・政二五五・政二八一・政三六三・政三六六・政三八三・政四二九・平一七政二〇六・平一八政一八九・平一九政二七・政二二四

○厚生年金基金規則

(昭四一・九・二七) 厚令三二一(四)

改正

昭四四厚令三五・昭四六厚令三〇・昭四八厚令四四・昭四九厚令四一・昭五〇厚令三・昭六一厚令一七・昭六三厚令四八・平元厚令一〇・厚令一三・平二厚令六・平五厚令一・平六厚令三八・厚令七一・平七厚令二〇・厚令五五・平八厚令一六・厚令五八・平九厚令三五・厚令九一・平一〇厚令三七・厚令八三・厚令八四・平一一厚令八六・厚令九四・平一二厚令一八・厚令八八・厚令九八・厚令二二七・厚令一三七・平一四厚令二一・厚令一四八・平一五厚令一〇〇・平一六厚令一・厚令一三二・厚令一八三・平一七厚令二五・厚令九七・平一八厚令九六・厚令一六・平一九厚令二二

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に關して必要な事項を定めるものとする。

(昭四〇法一〇四・昭五七法六六・昭六〇法三四・一部改正)
〔参照〕「保険給付」 法三二―七八 「厚生年金基金」 法一〇六一―四八
「加入員」 法一二二―一二九 「給付」 法一三二―一三六

通知

目的

第一 (昭二九・八・一一保発六六)
第一 1 この法律の目的は、労働者の老齢、廃疾又は死亡についての保険の方法による給付と福祉を増進するために必要な施設とを行

い、永久的に労働能力を喪失した労働者及びその家族の生活の安定を図り、且つ、福祉の向上に寄与することにあるのであり、その保険給付は、社会相互扶助の理念に基く生活保障費としての性格をもつものであること。例外として現在の社会的意識にかんがみて、この保険からの脱退についても、保険給付を行うものであること。

（管掌）

第二条 厚生年金保険は、政府が、管掌する。

（年金額の改定）

第二条の二 この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

（昭四〇法一〇四・追加、昭六〇法三四・一部改正）

（参照）年金額及び保険料の改定・調整

困年四

（財政の均衡）

第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

（平一六法一〇四・追加）

（財政の現況及び見通しの作成）

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間（第三十四条

第一項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間と

する。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平一六法一〇四・追加）

いう。)とされているが、この取扱いについて下記のとおり定められたので遺憾のないよう取り計らわたい。
なお、貴管下健康保険組合に対する周知方につき御配慮願いたい。

一 報酬の範囲

(1) 毎年七月一日現在における賃金、給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずべきもので毎月支給されるもの(以下「通常の報酬」という。以外のも(以下「賞与」という。)の支給実態がთვისのいずれかに該当する場合は、当該賞与は報酬に該当すること。
ア 賞与の支給が、給与規定、賃金協約等の諸規定(以下「諸規定」という。)によつて年間を通じ四回以上の支給につき客観的に定められているとき。
イ 賞与の支給が七月一日前の一年間を通じて四回以上行われているとき。

したがつて、賞与の支給回数が、当該年の七月二日以降新たに年間を通じて四回以上又は四回未満に変更された場合においても、次期標準報酬月額の時時決定(七月、八月又は九月の時時改定を含む。)による標準報酬月額が適用されるまでの間は、報酬に係る当該賞与の取扱いは変らないもので

として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

四 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

2 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
(昭四〇法一〇四・昭六〇法三四・平一一法一八・一部改正)

通知
●賞与に係る報酬の取扱

(昭五三・六・二〇保発四七・庁保発二二)

改正 平一五・二・二五保発二二
昭五三・六・二〇保発四七・庁保発二二

健康保険法第三条第五項及び厚生年金保険法第三条第一項第八号〔現行第三号〕の規定により賃金、給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずべきものうち、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるもの以外のものは、標準報酬月額に係る報酬(以下、「報酬」と

(用語の定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保険料納付済期間 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。

二 保険料免除期間 国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間をいう。

三 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償

あること。

(2) 賞与の支給回数の算定は、次により行うこと。

ア 名称は異なつても同一性質を有すると認められるものに判別すること。

イ 例外的に賞与が分割支給された場合は、分割分をまとめて一回として算定すること。

ウ 当該年に限り支給されたことが明らか
な賞与については、支給回数に算入しないこと。

二 賞与に係る報酬額の算定

(1) 賞与に係る報酬額は、標準報酬月額の定時決定又は七月、八月若しくは九月の随時決定の際、次により算定すること。

ア 七月一日前の一年間に受けた賞与の額を一二で除して得た額。

イ 七月一日以前一年内に諸規定により賞与の支給回数が変更され、新たに当該賞与が報酬に該当したときは、変更後の諸規定による賞与の支給回数等の支給条件であつたとすれば同日前一年間に受けたであろう賞与の額を算定し、その額を一

二で除して得た額。

(2) 一の(1)に該当する事業所に使用される者の資格取得時における賞与に係る報酬額は、当該事業所において、同様の業務に従事し、同様の賞与を受ける者の賞与に係る

報酬の平均額とすること。

(3) 賞与に係る報酬の額に変動があつても、当該変動に基づく随時改定は行わないこと。

また、通常の報酬に著しい変動があり、随時改定（七月、八月又は九月の随時改定を除く。）を行う場合は、新たに賞与に係る報酬の額を算定することなく、(1)又は(2)に基づき算定した賞与に係る報酬の額を変更後の通常の報酬の額に加算すること。

三 この取扱いは、昭和五年八月一日（同年七月中の資格取得者については、当該資格取得日）から適用すること。

●賞与に係る報酬の取扱い
(昭五三・六・二〇保険発七二・庁保険発九)

改正 平一五・五・二五保保発〇三二五〇〇四
昭五三・六・二〇保保発七二・庁保保発九

標記については、昭和五年六月二〇日保発第四七号、庁保発第二二号（以下「局」、部長通知」という。）により通知されたところであるが、これによるほか、次の事項に留意のうえ遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、貴管下健康保険組合に対する周知方につき御配慮願いたい。

一 報酬の範囲

(1) 局、部長通知一の(2)のイにいう「例外的に賞与が分割支給された場合」とは、事業

主のやむを得ない事情等のため、諸規定又は慣例によらず賞与が分割支給されたときをいうものであること。

(2) 局、部長通知一の(2)のウにいう「当該年に限り支給されたことが明らか賞与」とは、過去数年にわたつて支給されたことがなく、諸規定又は慣例から判断して、当該年に限り特別に支給された賞与をいうものであること。

二 賞与に係る報酬額の算定

(1) 局、部長通知二の(1)のイにいう「同日前一年間に受けたであろう賞与の額」は、次によること。

ア 変更後の諸規定による賞与の支給実績がない場合は、変更前の諸規定に基づき七月一日前一年間に支給された額とする。

イ 変更後の諸規定による賞与の支給実績がある場合は、その実績から七月一日前一年間に受けたであろう額とする。

ただし、その額が、同日前一年間に支給された額と大差がないと認められるときは、当該支給された額をもつてその額として差し支えない。

(2) 六月中に資格を取得した者の賞与に係る報酬額は、当該事業所において、同様の業務に従事し、同様の賞与を受ける者の同月以前一年間に受けた賞与の額（同月中に受

〔未施行〕 次の改正規定は、平一六・六・一一法
一〇四で公布され、平成二〇年四月一日から
施行。

第二章第四節中第三十一条の次に次の一条を
加える。

（被保険者に対する情報の提供）

第三十一条の二 社会保険庁長官は、厚生年金
保険制度に対する国民の理解を増進させ、及
びその信頼を向上させるため、厚生労働省令
で定めるところにより、被保険者に対し、当
該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給
付に関する必要な情報を分かりやすい形で通
知するものとする。

通 知

●被保険者に対する情報提供

（平一六・九・三〇年発〇九三〇〇〇六・庁
保発〇九三〇〇〇一）

第三
I 7

(1) 被保険者に対する情報提供
社会保険庁長官は、被保険者に対し、当
該被保険者の保険料納付の実績及び将来の
給付に関する必要な情報を分かりやすい形
で通知するとされたこと（国年法第一四条
の二及び厚年法第三十一条の二）。

第三章 保険給付

第一節 通 則

（保険給付の種類）

第三十二条 この法律による保険給付
は、次のとおりとする。

- 一 老齢厚生年金
- 二 障害厚生年金及び障害手当金
- 三 遺族厚生年金

（昭三六法一八二・昭五一法六三・昭六〇
法三四・一部改正）

〔参照〕 「老齢厚生年金」 〓法四二、四六
「障害厚生年金」 〓法四七、五四の
二 「障害手当金」 〓法五五、五七
「遺族厚生年金」 〓法五八、七二

通知

● 給付に関する事項

(昭六〇・七・一発年四四)

第四 2 (1) ① 厚生年金保険の給付の種類は、老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金並びに遺族厚生年金としたこと。

実例

● 保険給付の性格等

(昭三〇・三・二八保文発二六七〇)

問1 法第三七条〔現行三二条〕第一項について

加給年金額の計算の基礎となった者のいない未支給年金(加給年金が加算されていないもの)についても、民法相統篇の規定により、その受給権者の遺族に当該未支給年金を支給すべきか。

なお附則第一六条第一項に該当する「加給年金額の加算されていない未支給年金」についても同様に取扱ひ旧法第三〇条ノ二の規定は通用しないか。

2 法第三七条第二項について

加給年金額の計算の基礎となる者がいない年金たるべき保険給付についても受給権者が死亡前にその年金を請求していなかったときには民法相統篇の規定によりその受給権者の遺族はその年金を請求することが

出来るか。

答1 厚生年金保険の保険給付は、社会保障制度の一環として行われているのであるから、その受給権は民法第八九六条但書にいう一身専属権としての性格をもっている。このことは、保険給付の各本条に「その者に支給する」と規定されているところからみても明らかである。従つて、保険給付は、別段の規定がない限り、「その者」以外には支給されないものである。この別段の規定としては、法第三七条があるが、これも相続の色彩をもつものでなく、加給年金額の対象者に対し、受給権者とともに保障の対象とされていたという理由から認められたものであり、特に未支給年金として一種の保険給付の性格をもつともいえるのである。

2 一と同趣旨により、民法相統篇の適用はない。

社会保険庁長官が裁定する。

(昭三七法一二三・一部改正)

(参照) 「保険給付」―法三二・附則二八の三

(裁定の請求)

〔則〕第三十条 老齢厚生年金について、法第三十三條の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 請求者の生年月日及び住所

二 基礎年金番号

二の二 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号(次項第一号の二において「雇用保険被保険者番号」という。)

三 被保険者(旧船員保険法による被保険者を含む。第五号から第七号までにおいて同じ。)であつた期間、国民年金の被保険者であつた期間又は共済組合

の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間(以下「公的年

(裁定)

第三十三條

保険給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基いて、

金制度の加入期間」という。）を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ 国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（昭和六十年改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。以下「合算対象期間」という。）を有する者

ロ 昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四 昭和六十年改正法附則第十二条第一項第八号から第十九号までの規定に該当する者にあつては、その旨

五 被保険者の資格を喪失している者にあつては、最後に被保険者の資格を喪失した年月日並びに最後に被保険者として使用された事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所

六 最後に被保険者の資格を喪失したとき第四種被保険者等（昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者及び

旧船員保険法第二十条の規定による被保険者を含む。以下この章において同じ。）であつた者にあつては、その旨

七 現に被保険者である者にあつては、使用される事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所

八 配偶者又は法第四十四条第一項（法附則第九条の三第二項及び第九条の四第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十八条第三項、第十九条第三項、第二十条第三項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第四十四条第一項（以下「法第四十四条第一項」という。）に規定する子があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と請求者との身分関係

八の二 配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の基礎年金番号

九 次に掲げる年金たる給付（以下「公

的年金給付」という。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード（年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）又は記号番号若しくは番号

イ 法又は旧法による年金たる保険給付

ロ 国民年金法又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による年金たる給付

ハ 旧船員保険法による年金たる保険給付

ニ 国家公務員共済組合法、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十

厚年法令四六

九号)による年金たる給付

ホ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く)、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(第十一章を除く)又は昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号。第十三章を除く)による年金たる給付

ハ 私立学校教職員共済法又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は同法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

十 配偶者が公的年金給付及び次に掲げ

厚生年金保険法 保険給付(第三三条)

る給付(以下「公的年金給付等」という)のうち老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

イ 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む)による年金たる給付

ロ 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

ハ 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ニ 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)附則第十三条の規定による年金たる給付

ホ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第百五十六号)によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

ハ 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭

和二十七年法律第百二十七号)による年金たる給付

十一 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者 払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

ロ 払渡しを受ける機関に郵便局を希望する者(ハに規定する者を除く)

ハ 払渡しを受ける機関に郵便局を希望する者であつて郵便振替口座への払込みを希望するもの 郵便振替口座の口座番号

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。
一 年金手帳又は国民年金手帳(年金手帳又は国民年金手帳を添えることができないときは、その事由書)

一 雇用保険被保険者証(雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書)その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができ

る書類
二 生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(社会保険庁長官が住

民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）

三 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則様式第一号により当該期間を確認した書類

三の二 昭和六十年改正法附則第十二条第一項第八号、第十号、第十二号、第十四号又は第十六号の規定に該当する者（同号の規定に該当する者であつて退職共済年金を受けることができるものを除く。）にあつては、当該事実について共済組合が確認した書類

三の三 昭和六十年改正法附則第十二条第一項第九号、第十一号、第十三号又は第十五号から第十九号までの規定に該当する者（同項第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）にあつては、これらの規定に規定する年金

たる給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

三の四 合算対象期間（昭和六十年改正法附則第八条第五項（同項第三号から第四号の二まで及び第六号から第七号の二までに限る。）の規定により合算対象期間に算入される期間を除く。）を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類

四 配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の生年月日及びその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

四の二 配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいづれかに該当するときは、当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

五 配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者が請求者によつて生計を維持していたことを証する書類

六 法第四十四条第一項に規定する子のうち、令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にある子があるとき

は、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

七 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

八 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

九 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める証明書
イ 前項第十一号イに規定する者
預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書

ロ 前項第十一号ハに規定する者
郵便替口座の口座番号についての郵便局の証明書

3 第一項の請求が、法附則第二十八条の二第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる期間がある者に支給する老齢厚生年金に係るものであるときは、前項各号に掲げる書類のほか、法附則第二十八条の二第一項の旧共済組合員期間のうち昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間があることを明らかにすることができる書類を添えなければ

ばならない。

4 第一項の裁定の請求は、老齡厚生年金の受給権者が同時に法附則第九條の第二項に規定する特例の適用を請求する場合においては、第一項の請求に併せて行わなければならない。この場合において、第三十一條の四第二項の規定により同條第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち第一項の請求書に添えたものについては、第三十一條の四第二項の規定にかかわらず、同條第一項の請求書に添えることを要しないものとする。

5 法第四十四條の三第一項又は國民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五條の規定による改正前の法第四十四條の三第一項の支給線下げの申出をする場合は、生年月日、住所及び支給線下げの申出をする旨を記載した書類を第一項の請求書に添えなければならない。

6 第一項の裁定の請求は、老齡厚生年金（法第四十四條の三第一項の規定による支給線下げの申出を行わないものに限

る。）の受給権者が同時に國民年金法による老齡基礎年金（以下「老齡基礎年金」という。）（その受給権を老齡厚生年金の受給権と同時に取得したものであり、かつ、國民年金法第二十八條第一項の規定による支給線下げの申出を行わないものに限る。）の受給権を有する場合においては、國民年金法第十六條の規定による当該老齡基礎年金の裁定の請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び第二項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該老齡基礎年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

7 第五項の申出をする者が、同時に國民年金法第二十八條第一項の規定による老齡基礎年金の支給線下げの申出をするときは、第一項の請求書に記載することとされた事項並びに第二項及び第五項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該老齡基礎年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、第一

項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

- （昭三）厚令二八・昭三九厚令四二・昭四〇厚令三〇・昭四二厚令五〇・昭四四厚令三四・昭四六厚令二九・昭四九厚令四一・昭五〇厚令二六・昭五一厚令四七・昭五二厚令二九・昭五五厚令三九・昭五七厚令四〇・昭六〇厚令三二・昭六一厚令一七・平三厚令二三・平七厚令二〇・平八厚令五八・平八厚令六〇・平九厚令三一・平九厚令八六・平九厚令九四・平一三厚令一五・平一四厚令二五・平一四厚令二七・平一五厚令七一・平一五厚令一六五・平一九厚令二二・一部改正

様式 厚生年金保険 老齡給付裁定請求書〔第一編手續様式参照〕

（裁定請求の特例）

〔則〕第三十條の二 老齡厚生年金（法附則第八條の規定による老齡厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一條第一項に規定する改正前の老齡厚生年金（以下「特別支給の老齡厚生年金」という。）を除く。）について、法第三十三條の規定による裁定を受けようとする者（六十六歳未満の者であり、かつ、特別支給の老齡厚生年金の受給権を有していた者に限る。）は、前條の規定にかかわらず、次の各号に掲

<p>ける事項を記載した請求書を社会保険庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 請求者の生年月日及び住所</p> <p>一の二 基礎年金番号</p> <p>二 特別支給の老齢厚生年金の年金証書の年金コード</p> <p>三 配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子(六十五歳に達した日の前日)において特別支給の老齢厚生年金の加給年金額の対象となつていた配偶者又は子に限る。次項において同じ。があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が請求者によつて生計を維持していた旨</p> <p>四 他の公的年金給付等を受ける権利を有する者にあつては、当該給付に係る制度の管掌機関及びその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号</p> <p>五 配偶者(六十五歳に達した日の前日)において特別支給の老齢厚生年金の加給年金額の対象となつていた配偶者に限る。が他の公的年金給付等を受ける権利を有するときは、当該給付に係る制度の管掌機関及びその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号</p>	<p>六 同時に老齢基礎年金の裁定の請求を行わない者にあつては、その旨</p> <p>2 老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を除く。)について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者(六十六歳に達している者であつて、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していたものに限る。)は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 請求者の生年月日及び住所</p> <p>一の二 基礎年金番号</p> <p>二 特別支給の老齢厚生年金の年金証書の年金コード</p> <p>三 特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に初めて国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(同法附則第十五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条の規定による被保険者を含む。)又は国民年金法による被保険者を含む。又は国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者(以下「第三号被保険者」という。)としての国民年金の被保険者期間を有することとなつた者にあつては、その旨</p> <p>四 配偶者又は法第四十四条第一項に規</p>	<p>定する子があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と請求者との身分関係</p> <p>五 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号</p> <p>六 配偶者が公的年金給付等(老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。)を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号</p> <p>七 国民年金法第二十八条第一項の規定による老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行う者にあつては、その旨</p> <p>3 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(社会保険庁長官が住民</p>
---	---	---

基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二 特別支給の老齢厚生年金の年金証書

三 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

四 配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、次に掲げる書類

イ 請求者と配偶者又は子との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ロ 配偶者又は子が請求者によつて生計を維持していたことを証する書類

4 第一項及び第二項の請求に係る老齢厚生年金については、その受給権者が特別支給の老齢厚生年金について払渡しを希望した機関において払渡しを受けることを希望したものとみなす。ただし、第三十九条第一項の規定により当該老齢厚生年金の払渡しを希望する機関を変更する届書を提出したときは、この限りでない。

5 第一項又は第二項の裁定の請求は、老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を除く。）の受給権者が同時に老齢基礎年金

（国民年金法附則第九条の二第三項又は平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を除く。）の受給権を有する場合（国民年金法第二十八条第一項の規定による老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行う場合を除く。）においては、国民年金法第十六条の規定による当該老齢基礎年金の裁定の請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項又は第二項の請求書に記載することとされた事項及び第三項の規定により第二項の請求書に添えなければならないこととされた書類のうち当該老齢基礎年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一項又は第二項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

（昭六一厚令一七・全改、平三厚令二三・平七厚令二〇・平八厚令五八・平八厚令六〇・平九厚令九四・平一一厚令五一・平一四厚令二五・平一五厚令六一五・平一八厚令二五・平一九厚令二二・一部改正）

〔裁定請求の特例〕

〔則〕第三十条の三 老齢厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けよう

とする者（老齢基礎年金（国民年金法附則第九条の二第三項又は平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を含む。）の受給権を有する者（当該老齢厚生年金が特別支給の老齢厚生年金以外のものであるときは、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有してないかつた者に限る。）は、前二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 請求者の生年月日及び住所

一の二 基礎年金番号

二 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

下

三 老齢基礎年金の受給権を取得した日以後に初めて被保険者となつた者にあつては、その旨

四 配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の氏名、生年月日及びその者と請求者との身分関係

五 公的年金給付（老齢基礎年金を除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに

準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六 配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号

七 法第四十四条の第三一項の支給繰下げの申出をするときは、その旨前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一 提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（社会保険庁長官が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができなるときに限る。）

二 老齢基礎年金の年金証書
三 公的年金給付（老齢基礎年金を除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証す

る書類

3 前条第四項の規定は、第一項の請求に係る老齢厚生年金について準用する。この場合において、前条第四項中「特別支給の老齢厚生年金」とあるのは、「老齢基礎年金（国民年金法附則第九条の二第三項又は平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を含む。）」と読み替えるものとする。
（昭六一厚令一七・追加、平八厚令五八・平一三厚令一五・平一四厚令二五・平一五厚令一六五・平一九厚令二二・一部改正）

様式 厚生年金保険 老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金裁定請求書（第二編手続様式参照）

（裁定請求の特例）
（則）第三十条の四 老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を除く。）について、法第十三条の規定による裁定を受けようとする者（特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者であつて、法第四十四条の三第一項又は平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の法第四十四

条の三第一項の規定による支給繰下げの申出を行うものに限る。）は、第三十条及び第三十条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険庁長官に提出しなければならない。
一 第三十条の二第二項各号に掲げる事項
二 支給繰下げの申出を行う旨
三 前項の請求書には、第三十条の二第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。
四 第三十条の二第四項及び第五項の規定は、第一項の請求に係る老齢厚生年金について準用する。
（昭六一厚令一七・追加、平一四厚令二五・平一九厚令二二・一部改正）

（加給年金額加算事由該当の届出）

（則）第三十一条の二 第三十条の二第一項の請求に係る老齢厚生年金の受給権者（特別支給の老齢厚生年金について法第四十四条第一項に規定する加給年金額が計算されていなかつた者に限る。）は、当該老齢厚生年金が同項の規定により加給年金額が計算されることとなつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

ならない。

一 受給権者の生年月日及び住所

一の二 基礎年金番号

二 老齢厚生年金の年金証書の年金コード

三 加給年金額の対象者（加給年金額の計算の基礎となる配偶者又は子を含む。以下同じ。）の氏名、生年月日及びその者と受給権者との身分関係並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨

四 加給年金額の対象者である配偶者が令第三条の七に掲げる給付を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号特別支給の老齢厚生年金（法附則第九条の二第二項の規定によりその額を計算されている場合を除く。）の受給権者（平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項の表の上欄に掲げる者に限る。）が、平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達する場合であつて、加給年

金額の対象者があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、当該加給年金額の対象者について、第三十条第一項の請求書に記載した場合であつて、第三十五条の三の届出を行うときは、この限りではない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード

四 加給年金額の対象者の氏名、生年月日及びその者と受給権者との身分関係並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨

五 加給年金額の対象者である配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号

六 現に事業所又は船舶に使用される受給権者にあつては、使用される事業所

の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所

3 前二項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、前項の場合において、第三十条第一項の請求書に添えた書類等については、この限りではない。

一 加給年金額の対象者の生年月日及びその者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二 加給年金額の対象者が受給権者によつて生計を維持していることを証する書類

三 加給年金額の対象者のうち令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にある子があるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

四 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

（昭六一厚令一七・追加、平八厚令五八・平一三厚令一五・平一四厚令一四五・平一八厚令一六六・一部改正）

様式 厚生年金保険 老齢厚生年金・退職共済

年金加給年金額加算開始事由該当届〔第二編手續様式参照〕

(裁定の請求)

〔則〕第四十四条 障害厚生年金又は障害手当金に於て、法第三十三條の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。

- 一 請求者の生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨
- イ 現に第四種被保険者等である者又は最後に被保険者(旧船員保険法による被保険者を含む)の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつた者
- ロ 昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者
- 四 障害の原因である疾病又は負傷(二以上の疾病又は負傷が障害の原因となつてゐるときは、それぞれの疾病又は負傷とする。以下同じ)の傷病名、当該疾病又は負傷に係る初診日、当該疾病又は負傷が治つてゐるときはその旨及びその治つた年月日並びに当該疾病

又は負傷が昭和六十一年四月一日前に発したものであるときはその発した年月日

- 五 障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じたものであるとき又は業務上の事由によるものであるときは、その旨
- 五の二 次に掲げる者にあつては、その旨
 - イ 法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金の請求を行う者
 - ロ 法第四十七条の三第一項の規定による障害厚生年金の請求を行う者
- 五の三 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
- 五の四 法第五十四条第一項に規定する障害補償を受けることができる者にあつては、その旨
- 六 加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と請求者との身分関係
- 七 旧法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた者又は旧船員

保険法第二十條の規定による被保険者であつた者にあつては、障害共済年金を受ける権利の有無及びその権利を有するときは、当該共済組合の名称又は私学教職員共済制度の加入者である旨

- 七の二 配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の基礎年金番号
- 八 配偶者が公的年金給付等(老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る)を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
- 九 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 第三十條第一項第十一号イに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
 - ロ 第三十條第一項第十一号ロに規定する者 払渡希望郵便局の名称及び所在地
 - ハ 第三十條第一項第十一号ハに規定

2

する者 郵便振替口座の口座番号
前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（社会保険庁長官が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二 年金手帳又は国民年金手帳（年金手帳又は国民年金手帳を添えることができないときは、その事由書）

三 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則様式第一号により当該期間を確認した書類

四 障害の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

五 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

六 障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日（疾病又は負傷が昭和六十年四月一日前に発したものであると

きは、当該疾病又は負傷が発した日を含む。）を明らかにすることができる書類

七 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

八 配偶者があるときは、その者と請求者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

八の二 配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

九 配偶者があるときは、その者が請求者によつて生計を維持していたことを証する書類

十 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める証明書

イ 第三十条第一項第十一号イに規定する者 預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書

ロ 第三十条第一項第十一号ハに規定する者 郵便振替口座の口座番号についての郵便局の証明書

の受給権者が同時に当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による障害基礎年金（以下「障害基礎年金」という。）の受給権を有する場合においては、国民年金法第十六条の規定による当該障害基礎年金の裁定の請求に併せて行わなければならない。この場合において、

第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4 第一項の裁定の請求が、平成六年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項、平成八年改正法附則第九条第二項又は平成十三年統合法附則第十九条第二項の規定による障害厚生年金に係るものであるときは、第二項各号に掲げる書類等のほか、次の各号に掲げる年金の支給事由である障害の原因となつた疾病又は負傷の傷病名を記載した書類及びその年金の年金証書（年金証書を添えることができないときは、第八十二条第二項第二号の二並びにその年金について同項第一号及び第三号に掲げる事項を明らかにすること

第一項の裁定の請求が、平成六年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項、平成八年改正法附則第九条第二項又は平成十三年統合法附則第十九条第二項の規定による障害厚生年金に係るものであるときは、第二項各号に掲げる書類等のほか、次の各号に掲げる年金の支給事由である障害の原因となつた疾病又は負傷の傷病名を記載した書類及びその年金の年金証書（年金証書を添えることができないときは、第八十二条第二項第二号の二並びにその年金について同項第一号及び第三号に掲げる事項を明らかにすること

第一項の裁定の請求が、障害厚生年金

第一項の裁定の請求は、障害厚生年金

第一項の裁定の請求は、障害厚生年金

ができる書類）を添えなければならぬ。
この場合においては、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる書類は添えることを要しないものとする。

一 法による障害厚生年金の受給権を有していたことがあつては、当該障害厚生年金

二 旧法による障害年金の受給権を有していたことがあつては、当該障害年金

三 平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法による障害共済年金の受給権を有していたことがあつては、当該障害共済年金

四 昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法による障害年金の受給権を有していたことがあつては、

当該障害年金

五 平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号に規定する特例障害農林年金の受給権を有していたことがあつては、当該特例障害農林年金

- （昭三三厚令三〇・昭三六厚令四八・昭三九厚令四二・昭四〇厚令三〇・昭四二厚令五〇・昭四四厚令三四・昭四九厚令四一・昭五〇厚令二六・昭五一厚令四七・昭五二厚令二九・昭五五厚令三九・昭五七厚令四〇・昭六〇厚令三二・昭六一厚令一七・平六厚令七一・平七厚令二〇・平八厚令五八・平八厚令六〇・平九厚令三一・平九厚令九四・平一四厚令二七・平一五厚令七一・平一五厚令一六五・一部改正）

様式 厚生年金保険 障害給付裁定請求書（第二編手続様式参照）

二 編手続様式参照

〔則〕第五十九条 証明書の省略

〔法第九八条関係参照〕

〔則〕第六十条 裁定の請求

〔法第五八条関係参照〕

〔則〕第六十条の二 胎児の出生による裁定の請求の特例

〔法第五九条関係参照〕

（老齢厚生年金等の裁定等の請求の勧奨）

〔則〕第六十条の三 社会保険庁長官は、遺族厚生年金に係る法第三十三条の規定による裁定又は法第六十四条の三第一項の規定による支給の停止のために必要と認める場合は、令第三十条の十の二各号又は第三条の十の五各号に掲げる年金たる給付の受給権者に対し、法第三十三条又は国家公務員共済組合法第四十一条第一項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第四十三条第一項の規定によるこれらの年金たる給付の裁定又は決定を請求することを求めるものとする。

（平一九厚令二二・追加）

〔則〕第七十六条 証明書の省略

〔法第九八条関係参照〕

〔裁定の請求〕

〔則〕第七十七条 昭和六十年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法による脱退手当金（次条において「旧法による脱退手当金」という。）について、旧法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者又は昭和六十年改正法附則第八十六条第五項の規

定によりなおその効力を有するものとき
れた旧船員保険法による脱退手当金（以
下「旧船員保険法による脱退手当金」と
いう。）について裁定を受けようとする者
は、次の各号に掲げる事項を記載した請
求書を社会保険事務所長等に提出しなけ
ればならない。

一 請求者の生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 最後に被保険者（旧船員保険法によ
る被保険者を含む。以下この号におい
て同じ。）の資格を喪失した年月日並び
に最後に被保険者として使用された事
業所の名称及び所在地又は船舶所有者
の氏名及び住所

四 公的年金給付等を受ける権利を有す
る者にあつては、当該給付の名称、当
該給付に係る制度の名称及びその管掌
機関、その支給を受けることができる
こととなつた年月日並びにその年金証
書、恩給証書又はこれらに準ずる書類
の年金コード又は記号番号若しくは番
号

五 障害手当金、旧法による障害手当金
又は旧船員保険法による障害手当金若
しくは障害差額一時金の支給を受けた
者にあつては、その旨

六 公的年金制度の加入期間を有する者
にあつては、その旨

七 合算対象期間を有する者にあつて
は、その旨

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる
書類を添えなければならない。

一 年金手帳（年金手帳を添えることが
できないときは、その事由書）

二 請求者の生年月日に関する市町村長
の証明書又は戸籍の抄本（社会保険庁
長官が住民基本台帳法第三十条の七第
三項の規定により当該請求者に係る本
人確認情報の提供を受けることができ
ないときに限る。）

（昭三六厚令四八・昭四九厚令四一・昭六一
厚令一七・平八厚令五八・平二厚令一八・
平一五厚令一六五（一部改正））

〔則〕第八十一条の二 申請書等の経由等

〔法第八条の二関係参照〕

〔則〕第八十一条の三 經由の省略

〔法第八条の二関係参照〕

〔則〕第八十二条 保険給付に関する通知等

〔法第一〇一条関係参照〕

通則

【保険給付に関する事務】

●裁定請求書の記載等

（昭六一・三・三一庁保発一）

第四 2 (2)① 老齢厚生年金（特別支給の老
齢厚生年金を含む。）は、旧厚年法における
老齢年金と通算老齢年金の区別を行わない
ため、当該老齢厚生年金について加給年金
額の加算の有無を判断する必要があること
から、当該支給権者の配偶者及び子につい
て裁定請求書に記載することとされたこと
（厚年規則第三〇条）。

② 老齢厚生年金の裁定請求を行う者が、す
でに特別支給の老齢厚生年金又は老齢基礎
年金の受給権を有していた場合、又は特別
支給の老齢厚生年金の裁定請求を行う者が
すでに老齢基礎年金（支給繰上げによる老
齢基礎年金に限る。）の受給権を有していた
場合は、簡略な裁定請求の手続で行えるこ
ととされたこと（厚年規則第三〇条の二、第
三〇条の三、第三〇条の四、第三十一条の二）。

(3)① 障害厚生年金（障害手当金を含む。）は、
その該当する支給要件によつて受給権の発
生又は支分権の発生の時期が異なることに
伴い、事後重症又は基準障害による障害厚
生年金の裁定の請求を行う者にあつては、
その旨を記載することとされたこと（厚年

規則第四四条。

●保険給付に関する事務等の取扱

（昭六一・三・三一庁業発一三）

第二 新法に関する事項

1 裁定請求の取扱

施行日以後に支給事由の生じた老齢、障害又は死亡については、新法に基づく給付が行われることとされたところであるが、これらに伴う事務は、次により行うものである。

(1) 新法に基づく給付の種類

- ア 国民年金法及び厚生年金保険法による給付については、支給事由が同一であるものについては、共通の種類として取り扱うこととし、年金証書等における種別符号は、次のとおりとしたこと。
- （ア）老齢基礎年金・老齢厚生年金
 - ……………「一一」
 - （イ）障害基礎年金・障害厚生年金
 - ……………「一三」
 - （ウ）遺族基礎年金・遺族厚生年金
 - ……………「一一四」
 - （ニ）特例老齢年金（厚生年金保険法附則第二八条の三）……………「一八」
 - （ホ）老齢年金（国民年金法附則第九条の三）……………「一九」

（ウ）特例遺族年金（厚生年金保険法附則第二八条の四）……………「二四」

（ト）障害手当金（厚生年金保険法第五五条）……………「三〇」

イ 船員保険法による給付についての年金証書等における種別符号は、次のとおりとする。

- （ア）障害年金……………「三三」
- （イ）遺族年金……………「三四」
- （ウ）障害手当金……………「三〇」
- （ニ）遺族一時金……………「四〇」

(2) 裁定請求書の様式

裁定請求書は、三制度に共通したものであるとして老齢給付用、障害給付用及び遺族給付用（船員保険の遺族一時金を除く）の三種の様式を用いることとし、国民年金法及び厚生年金保険法による給付については、支給事由が同一であるものについては、一枚の裁定請求書で対応するものであること。

なお、支給事由、権利発生の時期及び受給権者が同一であるときには、船員保険の裁定請求書も兼ねることができるのであること。

(3) 裁定請求書の受付、点検・補正、進達等の取扱

裁定請求書の受付、点検・補正、進達

等の取扱については、「国民年金・厚生年金保険・船員保険年金給付裁定請求書の進達事務の手引」（以下「裁定請求書進達手引」という）により行うものであること。ただし、次の事項について留意されたいこと。

ア 老齢給付

（ア）「国民年金・老齢基礎年金支給繰下げ申出書」を受付ける場合において、他の年金の受給権が無いことを確認されたいこと。

（イ）「国民年金老齢基礎年金支給繰上げ請求書」を受付ける場合においては、国民年金の被保険者で無いことを確認されたいこと。

イ 障害給付

障害基礎年金については、傷病に係る初診日が共済組合の組合員期間中にあるものについては、当該裁定請求書は共済組合で受理するものであること。

ウ 遺族給付

遺族厚生年金については、老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている被保険者が死亡した場合等については、該当する要件により年金額に違いが生じるため、裁定請求書においていずれの